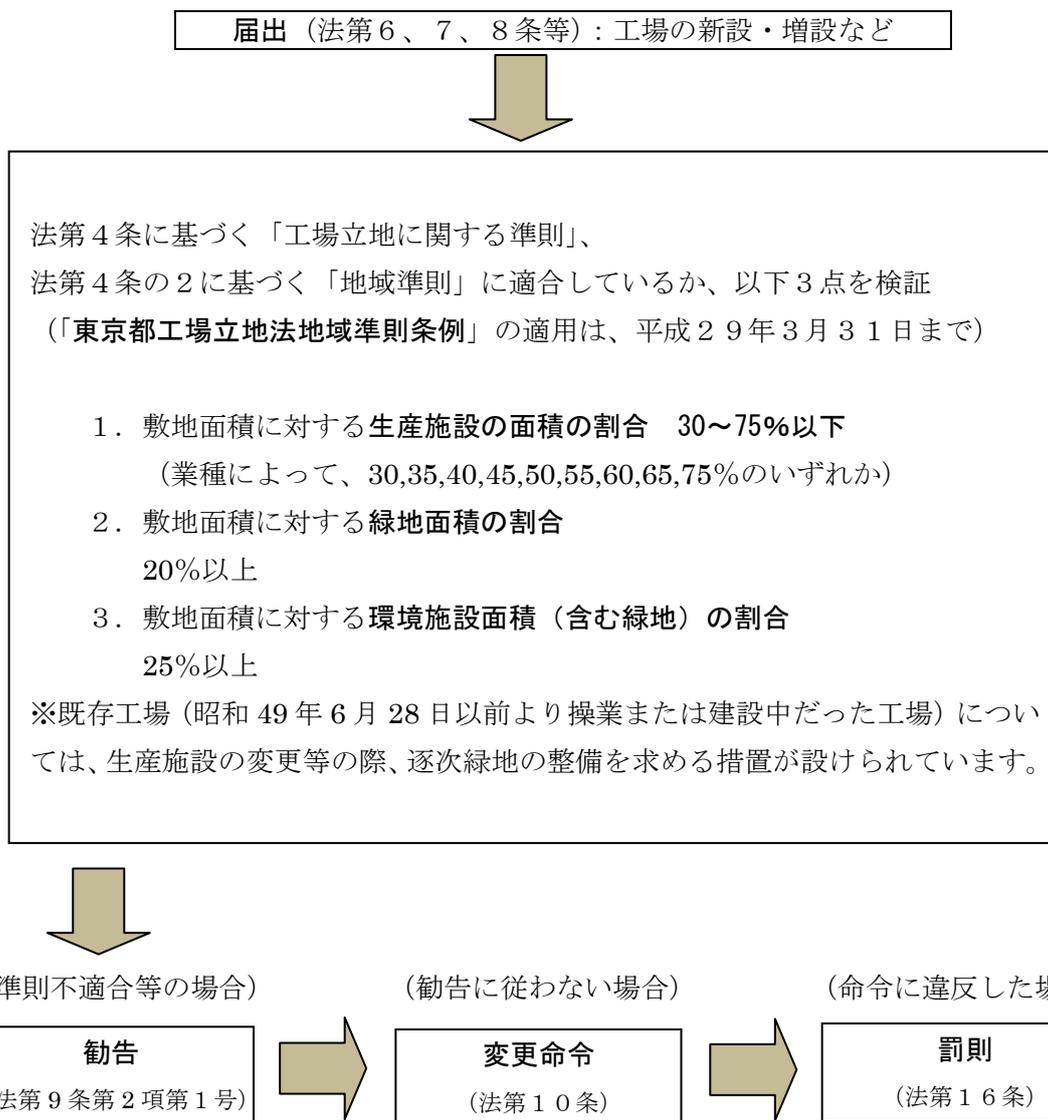


工場立地法 届出の概要

工場立地法は、工場立地が周辺との環境保全を図りつつ適正に行われるように定められたもので、一定業種における一定規模以上の「特定工場」の新設または変更を行おうとする場合に、事前の届出を頂くものです。

平成29年4月1日より、清瀬市内における工場立地法に基づく届け出先が、従来の東京都から清瀬市に変わりました。

1 工場立地法届出制度の仕組み



2 届出対象工場（特定工場）法第6条

業種：製造業、電気・ガス・熱供給業（水力・地熱・太陽光発電所を除く）（施行令第1条）
規模：敷地面積 9,000 m²以上 又は建築面積の合計が 3,000 m²以上（施行令第2条）

3 届出が必要な場合

法条文	届出の種類	
第6条第1項	新設	① 特定工場の新設（敷地面積もしくは建築面積を増加し、または既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合も含む）
一部改正法 附則第3条 第1項	変更	② 昭和49年6月28日に特定工場の設置をしている者又は新設工事中の者が昭和49年6月29日以後最初に行う変更
第7条第1項		③ 施行令第1条、第2条の改廃時にその改廃により新たに特定工場となる工場の設置をしている者又は新設工事中の者がその後最初に行う変更
第8条第1項		④ ①②③の届出をした者がその後行う変更
第12条第1項	その他	⑤ 氏名又は名称及び住所の変更
第13条第3項		⑥ 工場の譲受、借受、相続又は合併による届出者の地位の継承
—		⑦ 特定工場を廃止（移転）する場合

4 届出の時期

- ①新設 ②③④変更の場合→工事着工の90日前
法第11条により、届出が受理された日から90日間は原則として工事に着手してはならないことになっています。（実施の制限）
- 事業者が実施の制限時間の短縮申請を行った場合は、期間を最大30日まで短縮できますが、届出内容が法第9条の勧告の要件に該当しないことが必要です。（実施の時間制限の短縮）
- その他⑤⑥⑦→遅滞なく

5 届出のあて先及び提出部数

- 書類のあて先：清瀬市長
- 提出部数：1部（控に受領印が必要な場合は、もう1部ご用意の上、お申し付けください）

6 届出書類の提出先・お問い合わせ先【平成29年4月1日より】

清瀬市都市整備部水と緑の環境課（清瀬市役所3階）

〒204-8511 清瀬市中里五丁目842番地

電話 042-497-2099（直通）

FAX 042-492-2415